

検討の背景

○社会情勢等

人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要

○読書をめぐる現状・課題

急激に変化する時代に必要とされる資質・能力を育む上で、読解力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠
 ・図書館数は増加、学校図書館の整備等も進む一方、整備状況には地域格差も。不読率は子供、成人ともに上昇傾向
 ・「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）（令和元年7月）等を踏まえた読書環境整備が必要

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5～R9)

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある

<基本の方針>

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○連携・協力

多様な子どもの読書活動推進に様々な機関、人々の連携・協力が不可欠
 学校図書館・図書館間の連携・協力体制の強化は極めて重要

○図書館、学校等における取組の促進等

ICTの急速な発展等の昨今の社会の変化、読書バリアフリー法を踏まえ、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」等について必要な見直しを検討

学校教育の情報化の推進に関する法律(R元)
 デジタル田園都市国家構想総合戦略(R4)

学習指導要領改訂(H29～R元) 主体的・対話的で深い学び
 中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(R3)

第4期「教育振興基本計画」(R5～)

<総括的基本方針>

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

図書館等は、社会教育の拠点として自らが果たす役割の明確化、地域住民の意向を運営に取り入れることによる機能強化が重要。
 この際、社会的包摂の観点からの対応が求められる

○教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

図書館等におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実

社会の変化等(デジタル社会、読書バリアフリー等の社会的包摂等)への対応をはじめ、図書館・学校図書館の運営の充実は喫緊の課題

家庭、地域、学校等の連携・協力により、社会全体で読書環境を充実（本会議の視点）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

- ・社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、図書館・学校図書館の意義を高める効果的なデジタル活用の在り方、必要な資料（種類等）やサービス、施設・設備の在り方、これらに対応するために求められる司書教諭、学校司書、司書等の人材の在り方（役割や専門性等）

2. 多様な人々のための読書環境の整備

- ・読書バリアフリーへの対応に向けて求められる事項（読書バリアフリー法等を踏まえた対応）
 - －図書館・学校図書館の利用に係る体制の整備（アクセシブルな書籍や円滑な利用のための支援の充実等（サービス、設備等））、人材
- ・社会的包摂の視点から、障害者、外国人、高齢者等、多様な人々の読書環境の充実に向けて求められる事項

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

- ・学習指導要領に基づく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現
- ・不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために、図書館・学校図書館に求められる資料、サービス、施設・設備、人材の在り方

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

- ・地域コミュニティへの寄与のため、図書館・学校図書館に求められる役割、これらに対応した資料、サービス、施設・設備、人材
- ・地域の多様な関係機関等との連携・協働（学習資源・人的資源の共有の促進等）による読書環境の充実に向けて求められる事項（図書館と関係機関等との連携上の課題とされている事項（過度な複本や新刊貸出時期、地元書店からの書籍購入、装備費負担等）に係る現状分析を含む）

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

- ・I～II-1の検討を踏まえ、必要となる組織体制、館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上（研修等）の在り方
- ・司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等（処遇の在り方等）
- ・読書推進人材（絵本専門士、認定絵本土、朗読指導者、読書アドバイザー）の活用

3. その他

- ・上記を踏まえ図書館・学校図書館の評価に求められる内容等、その他留意すべき事項（著作権法改正、学校施設整備指針改訂（R4）対応等）

第6回の論点に関する現状・基本的方向性

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

現状 特に高校生の読書離れが長く続き、読書を好きと回答する児童生徒の減少が課題

第69回学校読書調査(公益社団法人全国学校図書館協議会)

○ **不読率(0冊回答者)** ※2024年5月1か月に1冊も本を読まなかった者の割合 ※()内は前回調査結果

小学生(4~6年): 8.5% (7.0%) 中学生: 23.4% (13.1%) 高校生: 48.3% (43.5%)

○ **1人当たりの平均読書冊数(2024年5月の1か月間)** ※()内は前回調査結果

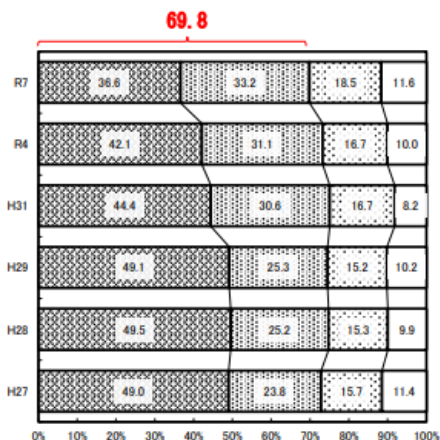
小学生(4~6年): 13.8冊 (12.6冊) 中学生: 4.1冊 (5.5冊) 高校生: 1.7冊 (1.9冊)

令和7年度全国学力・学習状況調査

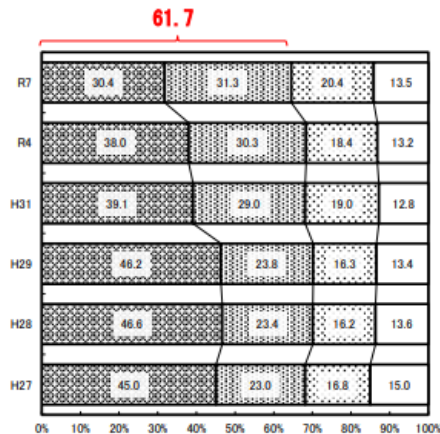
質問項目: 読書は好きですか。

当てはまる どちらかといえば、当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない 当てはまらない

小学校



中学校

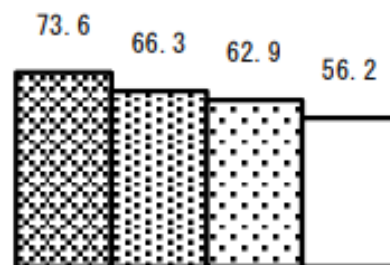


選択肢ごとの教科の平均正答率

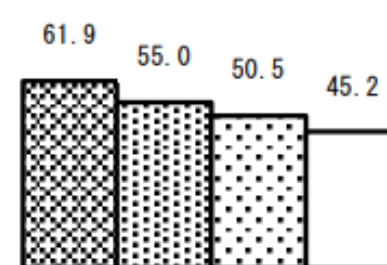
質問項目: 読書は好きですか。

当てはまる どちらかといえば、当てはまる
 どちらかといえば、当てはまらない 当てはまらない

小学校・国語



中学校・国語



第6回の論点に関する現状・基本的方向性

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

子供の学びを支える読書環境の充実に係る基本的方向性

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第二 公立図書館 — 市町村立図書館 3 図書館サービス

(四)利用者に対応したサービス

ア(児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

学校図書館ガイドライン(平成28年11月29日文部科学省初等中等教育局長通知)

(1) 学校図書館の目的・機能

○ 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、(略)「学習センター」としての機能とともに、(略)「情報センター」としての機能を有している。

(3) 学校図書館の利活用

○ 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

第2章 基本的方針

IV 子どもの視点に立った読書活動の推進

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である。

第6回の論点に関する現状・基本的方向性

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

子供の学びを支える読書環境の充実に係るその他の方向性

「小学校学習指導要領」(平成29年3月告示)

第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、**児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実**すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

※上記の項目は、中学校、高等学校、特別支援学校(小学部・中学部・高等部)においても同様に含まれている。

※ただし、中学校、高等学校、特別支援学校(中学部・高等部)においては上記の記述のうち「児童」が「生徒」と記述される。

第6回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

論点と検討の視点（案）

1 児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実のために求められる役割・必要性

【共通事項】

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現へ対応するために、図書館・学校図書館はどのような役割を担うか

【図書館】

- ・都道府県立図書館に対して期待される役割／市町村立図書館が担う役割

2 図書館資料・サービス、施設・設備の在り方

【図書館】

- ・児童・青少年の読書活動を促進するためにどのような取組を実施し、学校図書館等と連携するか

【学校図書館】

- ・児童生徒の興味・関心等に応じ、自発的・主体的に読書や学習を行う場としてどのような蔵書構成、運営が必要か
- ・不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために求められる環境の整備

3 司書・司書教諭・学校司書等の人材の在り方

【共通事項】

- ・子どもの視点に立った読書活動の推進を行うため、司書・司書教諭・学校司書等に求められる役割、専門性や資格及び研修

【学校図書館】

- ・学校図書館を有効に活用し、子どもの読書活動を推進するために司書教諭・学校司書等が習得すべき知識・技能等